

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 公有水面埋立ての承認（2件）【港湾空港局港営部港営課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【市民文化スポーツ局地域・人づくり部
地域振興課】
- 企画競争方式に係る手続の開始【環境局総務政策部環境学習課】

12

13

北九州市告示第349号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により公有水面埋立てを承認したので、同条第3項において準用する同法第11条の規定により、次のとおり告示する。

なお、この承認については、福岡県知事、苅田港港湾管理者及び北九州港港湾管理者と共同で行ったものである。

平成29年8月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 承認年月日

平成29年7月20日

2 承認を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 国土交通省九州地方整備局

所 在 地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

代表者氏名 国土交通省九州地方整備局長 増田博行

代表者住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

3 埋立区域

(1) 位置

北九州市小倉南区空港北町7番から福岡県京都郡苅田町空港南町7番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和52年4月2日付け52港第50号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. + 3. 82 mにより決定）、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成14年3月28日付け国九整港管第813号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 3. 82 mにより決定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成15年9月30日付け国九整港管第330号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 3. 18 mにより決定）、⑦の地点と①の地点を結ぶ平成17年4月13日付け国九整港管第12号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 3. 18 mにより決定）に囲まれた区域

①の地点 福岡県京都郡苅田町大字苅田字松山の松山二等三角点（北緯33度48分21.941秒東経130度59分08.835秒）（以下「基準点」という。）から42度57分09秒6786.57メートルの地点

②の地点 ①の地点から80度21分06秒900.00メートルの地

点

③の地点 ②の地点から170度21分06秒2775.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から260度21分06秒898.56メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から350度19分04秒855.17メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から350度16分36秒295.07メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から350度19分06秒938.90メートルの地点

(3) 面積

2,495,980.50平方メートル

(一般海域 2,495,980.50平方メートル)

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

北九州市小倉南区空港北町7番から福岡県京都郡苅田町空港南町7番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から37度25分22秒7226.46メートルの地点

②の地点 ①の地点から350度21分06秒500.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から80度21分06秒425.01メートルの地点

④の地点 ③の地点から350度22分53秒2728.57メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から320度22分54秒31.61メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から291度38分26秒32.33メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から261度38分21秒310.79メートルの地点

- Ⓜの地点 Ⓜの地点から 5 1 度 3 8 分 2 2 秒 1 2 8 5 . 6 8 メートルの地点
- Ⓝの地点 Ⓝの地点から 2 0 0 度 2 2 分 5 3 秒 6 4 6 . 2 4 メートルの地点
- Ⓞの地点 Ⓞの地点から 1 7 0 度 2 2 分 5 3 秒 2 8 3 7 . 8 9 メートルの地点
- Ⓟの地点 Ⓞの地点から 8 0 度 2 1 分 0 6 秒 6 2 5 . 1 9 メートルの地点
- Ⓠの地点 Ⓟの地点から 1 7 0 度 2 1 分 0 6 秒 4 5 7 5 . 0 0 メートルの地点
- Ⓡの地点 Ⓠの地点から 2 6 0 度 2 1 分 0 6 秒 1 3 9 8 . 2 7 メートルの地点
- Ⓢの地点 Ⓡの地点から 3 5 0 度 1 9 分 0 5 秒 5 0 0 . 0 0 メートルの地点
- Ⓣの地点 Ⓢの地点から 3 5 0 度 1 9 分 0 4 秒 8 5 5 . 1 7 メートルの地点
- Ⓤの地点 Ⓣの地点から 3 5 0 度 1 9 分 1 9 秒 2 9 5 . 0 7 メートルの地点
- Ⓥの地点 Ⓤの地点から 2 6 0 度 2 2 分 3 4 秒 0 . 2 3 メートルの地点
- Ⓦの地点 Ⓥの地点から 3 5 0 度 1 9 分 0 6 秒 9 3 8 . 9 0 メートルの地点
- Ⓧの地点 Ⓦの地点から 3 5 0 度 2 1 分 0 6 秒 6 8 5 . 8 7 メートルの地点
- Ⓨの地点 Ⓧの地点から 3 5 0 度 2 1 分 0 6 秒 2 9 0 . 1 8 メートルの地点
- Ⓩの地点 Ⓨの地点から 2 度 4 9 分 2 7 秒 3 6 8 . 8 4 メートルの地点
- ⓐの地点 Ⓩの地点から 3 2 2 度 1 6 分 2 0 秒 1 6 9 . 6 6 メートルの地点

(3) 上記(2)区域のうち荻田港港湾区域にかかる区域

次のⓑの地点からⓓの地点までを順次に結んだ線及びⓑの地点とⓓの地点を結んだ線に囲まれた区域

- ⓑの地点 基準点から 6 6 度 5 3 分 5 0 秒 5 5 4 5 . 0 6 メートルの地点
- ⓓの地点 ⓑの地点から 8 1 度 4 0 分 5 8 秒 1 3 9 8 . 9 1 メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から170度21分06秒410.74メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から260度21分06秒1398.27メートルの地点

(4) 上記(2)区域のうち北九州港港湾区域にかかる区域

次の㊺の地点から㊻の地点までを順次に結んだ線及び㊺の地点と㊻の地点を結んだ線に囲まれた区域

㊺の地点 基準点から36度31分44秒7333.78メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から350度21分06秒343.79メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から80度21分06秒370.54メートルの地点

次の㊽の地点から㊿の地点までを順次に結んだ線及び㊽の地点と㊿の地点を結んだ線に囲まれた区域

㊽の地点 基準点から36度35分59秒7913.50メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から350度22分53秒2678.01メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から320度22分54秒31.61メートルの地点

㊽の地点 ㊿の地点から291度38分26秒32.33メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から261度38分21秒310.79メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から51度38分22秒1285.68メートルの地点

㊽の地点 ㊿の地点から200度22分53秒646.24メートルの地点

㊿の地点 ㊽の地点から170度22分53秒2369.62メートルの地点

(5) 面積

7,924,427.90平方メートル

(荇田港港湾区域内 597,101.08平方メートル、北九州港港湾区域内 1,438,883.91平方メートル、一般海域 5,8

88,442.91平方メートル)

5 埋立地の用途

空港関連用地、道路用地及び緑地

北九州市告示第350号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により公有水面埋立てを承認したので、同条第3項において準用する同法第11条の規定により、次のとおり告示する。

なお、この承認については、福岡県知事、苅田港港湾管理者及び北九州市長と共同で行ったものである。

平成29年8月4日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 承認年月日

平成29年7月20日

2 承認を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 国土交通省九州地方整備局

所 在 地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

代表者氏名 国土交通省九州地方整備局長 増田博行

代表者住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

3 埋立区域

(1) 位置

北九州市小倉南区空港北町7番から福岡県京都郡苅田町空港南町7番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和52年4月2日付け52港第50号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. + 3. 82 mにより決定）、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成14年3月28日付け国九整港管第813号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 3. 82 mにより決定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成15年9月30日付け国九整港管第330号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 3. 18 mにより決定）、⑦の地点と①の地点を結ぶ平成17年4月13日付け国九整港管第12号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 3. 18 mにより決定）に囲まれた区域

①の地点 福岡県京都郡苅田町大字苅田字松山の松山二等三角点（北緯33度48分21.941秒東経130度59分08.835秒）（以下「基準点」という。）から42度57分09秒6786.57メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 80 度 21 分 06 秒 900.00メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 170 度 21 分 06 秒 2775.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 260 度 21 分 06 秒 898.56メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 350 度 19 分 04 秒 855.17メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 350 度 16 分 36 秒 295.07メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 350 度 19 分 06 秒 938.90メートルの地点

(3) 面積

2,495,980.50平方メートル

(一般海域 2,495,980.50平方メートル)

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

北九州市小倉南区空港北町7番から福岡県京都郡苅田町空港南町7番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の㉠の地点から㉡の地点までを順次に結んだ線及び㉠の地点と㉡の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ㉠の地点 基準点から 37 度 25 分 22 秒 7226.46メートルの地点
- ㉡の地点 ㉠の地点から 350 度 21 分 06 秒 500.06メートルの地点
- ㉢の地点 ㉡の地点から 80 度 21 分 06 秒 425.01メートルの地点
- ㉣の地点 ㉢の地点から 350 度 22 分 53 秒 2728.57メートルの地点
- ㉤の地点 ㉣の地点から 320 度 22 分 54 秒 31.61メートルの地点
- ㉥の地点 ㉤の地点から 291 度 38 分 26 秒 32.33メートルの地点
- ㉦の地点 ㉥の地点から 261 度 38 分 21 秒 310.79メートルの

地点

㊸の地点 ㊿の地点から51度38分22秒1285.68メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から200度22分53秒646.24メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から170度22分53秒2837.89メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から80度21分06秒625.19メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から170度21分06秒4575.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から260度21分06秒1398.27メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から350度19分05秒500.00メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から350度19分04秒855.17メートルの地点

㊰の地点 ㊿の地点から350度19分19秒295.07メートルの地点

㊱の地点 ㊰の地点から260度22分34秒0.23メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から350度19分06秒938.90メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から350度21分06秒685.87メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から350度21分06秒290.18メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から2度49分27秒368.84メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から322度16分20秒169.66メートルの地点

(3) 上記(2)区域のうち荇田港港湾区域にかかる区域

次の㊷の地点から㊸の地点までを順次に結んだ線及び㊸の地点と㊸の地点を結んだ線に囲まれた区域

㊷の地点 基準点から66度53分50秒5545.06メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から81度40分58秒1398.91メートルの

地点

㊸の地点 ㊸の地点から170度21分06秒410.74メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から260度21分06秒1398.27メートルの地点

(4) 上記(2)区域のうち北九州港港湾区域にかかる区域

次の㊺の地点から㊻の地点までを順次に結んだ線及び㊺の地点と㊻の地点を結んだ線に囲まれた区域

㊺の地点 基準点から36度31分44秒7333.78メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から350度21分06秒343.79メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から80度21分06秒370.54メートルの地点

次の㊽の地点から㊿の地点までを順次に結んだ線及び㊽の地点と㊿の地点を結んだ線に囲まれた区域

㊽の地点 基準点から36度35分59秒7913.50メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から350度22分53秒2678.01メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から320度22分54秒31.61メートルの地点

㊽の地点 ㊽の地点から291度38分26秒32.33メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から261度38分21秒310.79メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から51度38分22秒1285.68メートルの地点

㊽の地点 ㊿の地点から200度22分53秒646.24メートルの地点

㊿の地点 ㊽の地点から170度22分53秒2369.62メートルの地点

(5) 面積

7,924,427.90平方メートル

(苅田港港湾区域内 597,101.08平方メートル、北九州港港

湾区域内 1, 438, 883.91平方メートル、一般海域 5, 88, 442.91平方メートル)

5 埋立地の用途

空港関連用地、道路用地及び緑地

北九州市公告第558号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

市民センター設置用AED（自動体外式除細動器）借入れ及び保守 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 落札者を決定した日

平成29年7月3日

4 落札者の名称及び住所

NTTファイナンス株式会社九州支店

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額

1,405万5,120円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

平成29年5月19日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市公告第 5 5 9 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した企画競争方式に係る手続を開始する。

平成 2 9 年 8 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市環境ミュージアム映像システム設置及び映像ソフト作製業務
- (2) 業務内容 北九州市環境ミュージアムのドームシアター内に映像システムを新設し、映像ソフトを新規作製するもの。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 日本国内において、平成 1 5 年 4 月以降に博物館、美術館、文学館、記念館等の展示を主たる機能とする建物における映像システム設置（リニューアルを含む。）に関する業務について、元請として業務を完了した実績を有すること。
- (3) 日本国内において、平成 1 5 年 4 月以降に博物館、美術館、文学館、記念館等の展示を主たる機能とする建物において、2 0 0 インチ以上の画面で上映される映像ソフトの企画・設計、制作のいずれかに携わった実績を有すること。
- (4) 参加表明書の提出締切日から審査結果通知日までの間に、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

3 参加資格を審査するための基準

第2項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 同種業務の実績
- (2) 配置予定者の経験及び能力
- (3) 業務実施体制の妥当性
- (4) 業務内容に対する企画提案の妥当性
- (5) 業務経費の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局総務政策部環境学習課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2784

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は、北九州市環境局総務政策部環境学習課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成29年9月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 参加意思表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成29年8月25日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 平成29年9月15日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- ウ 単位 日本標準時及び計量法によるもの
- (2) 契約書の作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ。
 - (4) 詳細は説明書による。